

令和8年第3回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和8年3月17日（火）午後2時00分
場 所 七城公民館 視聴覚室
出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	岩 根 美 紀
教育委員	白 木 辰 也
教育委員	三 上 かおり
教育部長	前 川 幸 輝
生涯学習センター長	吉 川 良 二
教育審議員	冨 永 泰 寛
学校教育課指導主事	清 永 邦 宏
学校教育課指導主事	北 村 美 紀
学校教育課長	岩 根 貴 史
学校給食管理室長	財 津 裕 一（欠）
文化課長	坂 本 憲 昭
生涯学習課長	川 口 克 明
菊池市立図書館長	松 寺 盛 親
菊池市立図書館副館長	長 尾 美 穂
社会体育課長	川 島 健 一
部活動地域展開コーディネーター	赤 星 誠 司
学校教育課課長補佐	本 山 大 翁

19 / 20人

日 程

1. 開 会
2. 議事録承認
3. 教育長の報告
4. 議事案件
 - 議案第10号 第4期菊池市教育振興基本計画について（学校教育課）
 - 議案第11号 菊池市校内教育支援センターの設置及び運営に関する要綱の制定について（学校教育課）
 - 議案第12号 菊池市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について（学校教育課）
 - 議案第13号 菊池市指定文化財の名称変更について（文化課）
 - 議案第14号 第三次菊池市子どもの読書活動推進計画の策定について（菊池市立図書館）
 - 議案第15号 菊池市中学校部活動地域展開の答申について（当日配布）（社会

体育課)

5. 報告案件

報告第6号 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果について
(別冊資料)(学校教育課)

報告第7号 令和7年度心のアンケートの結果について(学校教育課)

報告第8号 令和7年度菊池市奨学資金奨学生の選考結果について(学校教育課)

6. その他

7. 閉会

8. 教育委員会各課からの事務連絡等

①行事予定について

②次回の教育委員会議

- ・「令和8年第3回臨時教育委員会議」

日時：令和8年4月1日(水) 16:00～

(県費教職員異動受入式及び新規採用県費教職員辞令交付式終了後)

場所：菊池市七城公民館 視聴覚室

- ・「令和8年第4回教育委員会議」

日時：令和8年4月17日(金) 16:00～

場所：キクロス大研修室

③その他

- ・「教職員退職・割愛等辞令交付式」

日時：令和8年3月31日(火) 15:30～

場所：菊池市役所 3階305大会議室

- ・「教職員異動受入式及び新規採用教職員辞令交付式」

日時：令和8年4月1日(水) 15:00～

場所：菊池市七城公民館 講堂

その他：終了後、令和8年第3回臨時教育委員会議

開会

音光寺教育長 皆さん、こんにちは。御起立をお願いします。

ただいまより令和8年第3回菊池市教育委員会議を開会いたします。よろしく
お願いします。

初めに、議事録の承認を議題といたします。

会議規則に基づき議事録の承認をお伺いします。

令和8年第2回菊池市教育委員会の会議録については、御異議等はございませ
んでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、令和8年第2回菊池市教育委員会議の会議録を承認すること
といたします。

次に、教育長報告をいたします。

まず、動静についてです。

2月17日(火)、市議会の開会日。西留安雄先生の指導を同日に旭志中学校、
翌日に花房小学校にさせていただいております。17日には、西留先生より模擬授
業もしていただきまして、研究主任の先生方を対象に研修を行ったところでござ
います。

19日(木)、菊池っ子60運動の講演会。14時からが児童を対象、19時か
ら保護者を対象に行いました。委員の皆様にも参加していただき、本当にありが
とうございました。とてもいい講演会だったと思います。

20日(金)、市内教頭会議と、地域と学校の連携協働体制構築委員会が県庁で
行われましたので参加しております。また、市のPTA連絡協議会の新旧役員会
に参加しております。

21日(土)、臨時教育委員会議。

22日(日)、白龍旗争奪中学生選抜剣道大会。

24日(火)、市議会の本会議と予算決算常任委員会。

25日(水)、市議会の一般質問で26日まで行われました。

28日(土)、菊池女子高校の卒業式に参加しております。

3月1日(日)、菊池高校の卒業式。午後からは老人クラブの芸能大会にも出席
しております。

3日(火)、市議会の常任委員会と3日から6日までが校長面談。

7日(土)、市内中学校の卒業証書授与式。委員の皆様にも参加していただきま
して、ありがとうございました。どの学校もとてもすばらしい卒業式だったとい
うことを聞いております。大変お世話になりました。

8日(日)、鞠智城跡特別研究成果発表会が県立大学で行われましたので参加し
ております。

10日(火)、市内小中学校長会議と性暴力等対策協議会を花房小学校で行って
おります。また、休日の部活動地域展開協議会より答申をいただいたところです。

11日(水)、菊池っ子60運動の推進協議会と泗水解放子供会の閉級式に参加しております。

12日(木)、キクロスカレッジ運営委員会、不登校対策協議会、西部市民センターの学習会の閉級式が行われております。

15日(日)、きくち音楽まつりに参加しております。

16日(月)、市議会予算決算常任委員会。ESDティーチャープログラム認定証授与式には、本年度が17名の方が受講して認定証を受け取られております。また、社会教育部会の人権教育講演会に参加しました。

17日(火)、本日は教育委員会議と教育論文表彰式、旭志解放子供会の学習会の閉級式が予定されております。

次に、市内小中学校長会議の連絡事項です。

(1)はじめに、本年度も年間を通して児童生徒の活躍や教職員の頑張りが多く見られたということで、感謝を述べております。

課題としまして、学級経営や生徒指導に課題があったこと。いろいろな問題の初期対応の悪さで長期化している事案もあるということで、初期対応の大切さを話しております。

熊本県の表彰関係ですが、熊本県の健康づくり推進校で県の優秀校に旭志中学校が選ばれており、今は全国健康づくり推進学校に出品されているところです。

本日の教育論文の表彰式やESDティーチャープログラムの入賞式では、各学校のESDの取組を発表してもらいました。このような取組の成果などは本市の財産となることを話しております。

菊池市の教育振興基本計画は、来年度から改定されたものが令和8年から12年の間で施行されると話しております。

教育委員会にも諮りましたが、菊池市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を作成しているということで、各学校に示しております。これは給特法の改正に伴い、県の働き方推進プランに基づき作成していることをお話ししております。

本日の議案にもあります、きくちっ子読書プランが令和8年から12年までの期間となることを話しております。

熊日新聞の「たから箱」欄に、泗水小学校の児童の作品が載っていることを紹介しております。また、NHKのニュース並びに熊日新聞で菊之池小学校1年生のフラワーアレンジメントが紹介されております。

里仁賞、これは教育会が表彰するものですが、七城中学校2年の赤星さんが人命救助で表彰されており、湯舟のこども会の子供たちが地域貢献で表彰されております。

部活動関係では、泗水中と菊池北中の合同チームが県の中学生新人女子バレーボール大会で3位入賞しております。

(2)連絡事項につきましては、人事異動については内示は全職員に行うこと、意味のない異動はないこと、出る人残る人への声かけが大切ということをお話しております。また、学級編成については出入りについて随時連絡するようにと話し

ております。

安心安全な学校づくりにつきましては、1年間の事故やけがについて振り返り、次年度に向けて対策を講じることと話しております。

学力向上につきましては、残り3週間の手だてと春休みの学習が途絶えないように話をしております。

人権教育・啓発の充実については、インターネットによる部落差別がまだまだ残っているということをしっかり職員に伝えていただきたいことや、年度当初の研修の確保をお願いしております。

いじめ・不登校については、おかげさまで不登校の児童生徒数が減少しております。これは校内支援センターとかを設置したことやタブレットによる健康観察など、各学校の取組の成果だということを話しております。

また、不登校や不登校傾向等につきましては、新学期をチャンスとする取組として、進級認定に当たりぜひ面談等を行っていただきたいとお願いしております。

年度末の事務処理については引継ぎを確実にを行うということ、不祥事につきましてはもう二度と飲酒運転とかを出さない、わいせつ事案を発生させないということをお願いしております。特に、公金につきましては、管理職はきちんとチェックを行い、適正な会計処理をするように伝えております。

次年度につきましては、人権教育の指導方法等の工夫・改善実践協力校で泗水小学校が選ばれていることを話しております。

部活動地域展開の準備委員会を立ち上げようと思っておりますので、中学校の校長先生が5名、小学校の校長先生2名に準備委員会の委員として参加していただくようお願いしております。

校内支援センターを全小中学校で開設することを話しております。

菊池市教育委員会の取組の説明を、4月10日(金)15時半から行うことを伝えていきます。

また、授業改革については、西留先生に年2回お願いすること、英語力については英検3級の補助をやることを伝えていきます。

1人1台タブレットを4月からiPadに変えますので、学園大学の境名誉教授に作っていただいた「ふるさとかるたのアプリ」を導入して、1人1台タブレットでもふるさとかるたができるということや、アプリでは地図も活用できますので施設巡りにも使えるということを話しております。

リーダー育成としては、森の学校とプラチナ未来人材育成塾に参加するようにと話しております。

いじめ・不登校の未然防止については、タブレットを使った健康観察を今年もやっていくことを話しております。

郷土芸能を生かした教育活動の狂言・雅楽等も広めていくということをお願いしております。

市の魅力を知る体験学習、サステナ学び旅も次年度実施しますが、この取り組みにはとてもいい成果が出ていると思っております。

台南市東区との交流が、予定としては6月29日、小学生が34名、保護者も併せれば60名が菊池市に来られますので、準備を進めているところです。

地域との連携として菊池北中をお願いしていますが、学校の空き教室が随分ありますので、地域の方と一緒に何かできることがないかということで、考えているところです。

次に、ESDティーチャー認証につきましては、来年度も奈良教育大と連携して取り組む予定でございます。

中学校の部活動展開に合わせまして、小中学生のスポーツ・音楽を楽しむ機会の確保、体験会をやりたいと考えております。

菊池市の少年少女発明クラブは、来年度も継続して行います。

早寝早起き朝ごはんのフォーラム事業の来年度の指定が内定しましたので、今年度と同様に野井先生の講演会を10月24日に計画しております。また、菊池っ子60運動を市全体で取り組むということで、夏休みに体操体験、これはバスケットボールの熊本ヴォルターズと、元エアロビック協議日本代表の大村君と熊大の末永教授と連携して動画を作成するなどの取り組みを考えております。

また、吉本興業と連携して60運動の啓発のCM作成ができないか考えております。

次に今後の予定です。

3月18日(水)、学校規模適正化の審議会と社会教育委員会議。

19日(木)、市議会の本会議の閉会。行政改革推進本部会議とデジタル推進本部会議。

20日(金)から22日(日)、三連休で森の学校きくちを実施いたします。

22日(日)、菊池さくらマラソン大会。

23日(月)、市内小学校の卒業式、委員の皆さんには大変お世話になります。

24日(火)、市内の小中学校の修了式。

30日(月)、菊池市役職定年校長の退職者感謝状贈呈式。

31日(火)、管内退職者辞令交付式と教職員退職・割愛等辞令交付式。

4月1日(水)、市会計年度職員の説明会、県教職員管内辞令交付式、同じく県教職員の異動受入式と初任者の辞令交付式を行います。

7日(火)、市内の校長会議。

8日(水)、小中学校の始業式。

9日(木)、午前中が小学校の入学式、午後が中学校の入学式。

10日(金)、市教職員の全員研修会。

14日(火)、庁議と管内教育長会議。

17日(金)、教育委員会議。

以上、私からの説明について何か御質問、御意見等はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようですので、これにて教育長の報告については終わります。

それでは、議事に入ります。

議案第10号、第4期菊池市教育振興基本計画について、事務局より説明をお願いします。

岩根課長。

岩根学校教育課長 それでは、議案第10号を説明させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第10号、第4期菊池市教育振興基本計画についてでございます。

提案理由としましては、第4期菊池市教育振興基本計画の案について令和8年2月2日から3月4日までパブリック・コメントを実施しましたところ、11件の意見をいただきましたので、これに対する教育委員会の考え方を整理し、意見を反映した上で本計画を制定する必要があるものでございます。

4ページから7ページに、パブリック・コメントへの意見と教育委員会の考え方の案を示しております。

4ページの上段、3番に意見の取扱いを整理しております。

①意見を踏まえて案を修正したものが5件、②意見に対して教育委員会の考え方で補足説明するものが2件、③今後の取組の参考とさせていただくものが4件で、合計11件でございます。

意見の概要や教育委員会の考え方等は記載のとおりでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページから14ページまでは、パブリック・コメントの意見を踏まえて案を修正したものでございます。修正箇所は朱書きとしております。

これまでの教育委員会議で案の協議を終えておりますので、今回はパブリック・コメントへの意見を踏まえ、修正した部分のみ掲載しております。

修正箇所を説明いたします。

8ページで、確かな学力の育成についてです。意見の中で、本市の体制を生かした学校図書館を活用した調べ学習や探求的な学び、情報を適切に選択・整理・活用する力など、情報活用能力育成につながる学習活動の充実にも施策や成果指導の中で目を向けていただけるとより確かな学力の育成に資するのではないのでしょうかといった意見がございましたので、取組内容の三つ目に「学校図書館と連携した」といった文言を追加し、「家庭学習や学校図書館と連携した読書活動の充実を図り、子どもたちが生涯にわたって自分の力で学び続ける力を育みます」という形で修正をしております。

次の9ページ、学校運営の効率化の推進と教職員の働き方改革では、業務の削減や見直しの状況、管理職によるマネジメント、教職員の負担感や満足度、支援体制の充実状況など働き方改革の中身が見える指標も併せて設定することでより実態に即した取組の推進につながるのではないのでしょうかといった御意見がございましたので、具体的施策と成果指標に、法改正に基づき令和8年4月より施行することとしております業務量管理・健康確保措置実施計画について追加をしております。

10ページでございます。

郷土を愛する心と人材の育成では、成果指標に論語朗唱の実施率があるが、その位置づけや効果の説明を明確にさせていただきたいとの御意見がございましたので、取組内容の一つ目に、「論語」の文言を追加し、「郷土の歴史・文化を愛する心を育むため、論語やふるさとの歴史・文化を身近に学ぶことができる環境づくりに努めます」と修正しております。

11ページでございます。

菊池と世界をつなぐ人材の育成ですが、誰一人取り残されない学びを目指し全ての生徒が主体的に英語学習に参加できるよう、先生方、子供たち、保護者の声に耳を傾けて実のある目標を立てていただきたいとの意見がありましたので、成果指標に、児童・生徒の外国語活動や英語が「好き」「分かる」と回答した児童・生徒の割合を指標として追加したところでございます。

12ページでございます。

多様な学習情報、学習機会の提供では、具体的施策の中に菊池市読書プランに沿った等の文言を入れてはどうかとの意見がございましたので、取組内容の三つ目の第3次菊池市子どもの読書活動推進計画の後に、括弧書きで「きくちっ子読書プラン」を追加しております。

13から14ページは、成果指標の追加に合わせて成果指標一覧を修正しております。

以上5点の意見反映と補足、参考についての考え方についてお示ししています。本日承認をいただきましたら、本計画は令和8年4月より施行するところで進めてまいりたいと思います。

なお、4ページからの教育委員会の考え方につきましては、今回承認をいただきましたら案を取りまして、市のホームページにて回答させていただくこととなります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について質疑及び御意見はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 よろしいでしょうか。

それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第10号は原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定します。

では次に、議案第11号、菊池市校内教育支援センターの設置及び運営に関する要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。

関連しますので、12号も続けて、菊池市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、事務局より説明をお願いします。
岩根課長。

岩根学校教育課長 それでは、関連しますので、議案第11号から12号まで続けて説明をさせていただきます。

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第11号、菊池市校内教育支援センターの設置及び運営に関する要綱の制定についてでございます。

提案理由としましては、令和6年度泗水中学校、令和7年度に菊池南中学校及び七城中学校に設置しました校内教育支援センターを令和8年度から全ての小中学校に設置し、これまで設置した三つの校内教育支援センターと合わせて運営主体を教育委員会から学校長へ変更するに当たり、要綱を制定する必要があるものでございます。

16ページをお願いいたします。

新たに制定します要綱を掲載しております。主な条文を読み上げながら説明いたします。

第2条の設置でございます。

菊池市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、主に心理的な要因等により学校に登校できない状態または長期欠席につながる可能性がある児童生徒に対して、学校復帰のための支援をするとともに、社会的な自立を図ることを目的として、教育委員会が必要と認めた学校に菊池市校内教育支援センターを設置します。

第3条、開級日等でございます。

第1項の開級日及び開級時間は、設置校の授業日において学校長が指定するものとします。

第2項、閉級日は、学校の休業日と同様となります。

第4条の対象者でございます。

校内教育支援センターに通級する対象者は、原則として市内の小学校及び中学校に在籍する児童生徒で、通級することが適当と認められる者でございます。

第5条は通級の申請です。

第1項で、在籍する学校の校長に通級申請書を提出することを規定し、第2項で、校長が通級を承認したときは通級許可通知書を通知するものとしております。これらの様式は18ページから19ページに掲載しておりますので、後ほど確認をお願いします。

次に、第6条は通級の期間でございます。

第1項、通級の期間は、通級開始日から当該通級開始日の属する年度の末日までとしております。当該年度の復帰が難しい場合、翌年度は改めての申請が必要になるものでございます。

第2項、退級につきましては、在籍校長と保護者の協議により決定するものとしております。

第7条、職員ですが、校内教育支援センターには、教育支援センター指導員を配置することとしております。現在の議会で11名の予算要求を行っているところでございます。

第8条、指導員の業務です。

第1号、社会的自立及び学校復帰に向けた支援に関すること。

第2号、学習指導に関すること。

第3号、体験活動に関すること。

第4号、児童生徒及び保護者の教育相談に関すること。

第5号、児童生徒の家庭訪問に関すること。

第6号、学校及び関係機関との連携に関すること。

第7号、その他教育委員会及び在籍校長が必要と認める業務としております。

次に、第9条です。

通級日の出席扱いですが、校内教育支援センターに通級した日は、在籍校での出席扱いということになります。

次に、附則でございませぬ。

この要綱は、令和8年4月1日から施行するものとします。

提案理由で説明しましたとおり運営主体は学校となりますので、本要綱を基に、校長の指揮命令の下、組織的に対象児童・生徒の支援を行っていただきたいと考えております。

続きまして、議案書の20ページをお願いいたします。

議案第12号、菊池市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてでございます。

提案理由としましては、令和8年度に適応指導教室を拠点化することに伴いまして、要綱の一部を改正する必要があるものでございます。

先ほど説明しました校内教育支援センターの設置に伴い、校外4か所に設置していた適応指導教室を2か所に拠点化するもので、こちらの運営主体は校外となりますので教育委員会となります。

それでは、新旧対照表で説明しますので28ページをお願いいたします。

まず、第2条の設置につきまして、現行の表の第1項中「いじめや家庭的要因等により不登校状態にある児童生徒の学校復帰を支援するため、」これを改正案では、先ほどの校内教育支援センターの設置要綱と同じ条文に改めることとしております。

次に、現行の表の第2項、「教育支援センター菊池教室」を「北部教育支援センター」に改め、「教育支援センター七城教室」の項及び「教育支援センター旭志教室」の項を削ります。次に、「教育支援センター泗水教室」を「南部教育支援センター」に改めます。なお、北部と南部につきましては、どちらも位置の変更はございません。

続けて、「泗水中学校内教育支援センター」の項、「菊池南中学校内教育支援センター」の項、「七城中学校内教育支援センター」の項を削ります。

次に、第3条第1項中、「3時」を「2時」に改めます。これは校内教育支援

センター指導員の勤務時間を7時間勤務から6時間勤務に変更したためでございます。

次に、第5条の見出しを「(通級の申請)」に改め、同条第1項中「菊池市適応指導教室通級願」を「菊池市教育支援センター通級願」に改めます。

同条第2項中、30ページに移りますが、「菊池市適応指導教室通級許可申請書」を「菊池市教育支援センター通級許可申請書」に改め、同条第3項中「菊池市適応指導教室通級許可通知書」を「菊池市教育支援センター通級許可通知書」に改め、「様式第4号」の次に、「。以下「通知書」という。」を加え、同条第4項及び第5項を削るということとなります。

これらの様式は23ページから26ページに掲載しておりますので、後ほど確認をお願いいたします。

続きまして、改正案の第5条の次に、通級期間についての新しい条文を第6条として加えます。

内容は、第1項、第2項とも校内教育支援センター設置要綱と同じ内容でございます。

次に、現行の表の第6条中「菊池市適応指導教室指導員」を「教育支援センター指導員」に改め、改正案では第7条となります。現行の第7条、指導員の業務ですが、改正案では第8条として、現行第5号と第6号は1号ずつ番号を繰り下げ、改正案第4号の次に第5号として、新しく児童生徒への家庭訪問に関することを業務に加えます。現行の第8条以降は1条ずつ番号を繰り下げます。

27ページに戻りまして、附則でございます。

この要綱は令和8年4月1日から施行するものとします。

令和8年度から校外教育支援センターを教育委員会が運営、校内教育支援センターを各学校が運営することとし、本要綱の一部改正と、先ほどの校内教育支援センターの新しい要綱を定めるものでございます。

なお、適応指導教室という言葉につきましては国においてもまだ使用されておりますので、要綱表題の文言につきましてはそのままにしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

音光寺教育長 では、ただいまの二つの議案についての説明が終わりましたので、何か御質問等、御意見等ございませんでしょうか。

家庭訪問の業務を校外と校内の両方に入ることに対応しやすくなるとかんがえられますので、不登校の解消につなげたいと考えております。

音光寺教育長 議案第11号並びに議案第12号は原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第11号並びに議案第12号は原案どおり可決すること

に決定いたします。

では、続きまして、議案第13号、菊池市指定文化財の名称変更について事務局より説明をお願いします。

坂本課長。

坂本文化課長 文化課です。

それでは、議案第13号菊池市指定文化財の名称変更について説明いたします。議案書32ページ、33ページをお願いします。

提案理由といたしまして、市指定文化財の名称変更に当たりましては、市文化財保護条例第4条、及び第23条第2項の規定により教育委員会の議決を経る必要があり、このたび上程するものでございます。

上程に至る経緯といたしまして、令和7年の第12回教育委員会、議案第33号において、菊池市無形民俗芸能団体活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定におきまして、「田島菅原神社神楽保存会」の名称を「田島神楽保存会」に変更することで承認いただきました。

この保存会の名称変更と併せて教育委員会議で市指定文化財の名称を変更する必要がございましたが、市指定文化財の名称変更については菊池市文化財保護委員会で承認を得る必要がありましたので、先週の3月9日に開催しました文化財保護委員会でこの案件を諮問していただきまして、承認を経て、この本会議へ上程した次第です。

名称を変更する指定文化財は、「田島菅原神社神楽」を「田島神楽」としまして「菅原神社」を削除いたします。

変更につきましては、令和8年の3月17日から適用することとしており、承認いただきますと告示となります。

また、本日の会議で承認可決いただきますと、県文化課を通じまして文化庁に市指定文化財の名称変更の報告を通達していくことになります。

以上が文化課からの説明になります。

音光寺教育長 では、この分につきまして、何か質問はありませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 ではないようですので、採決いたします。

議案第13号は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたします。では続きまして、議案第14号、第三次菊池市子どもの読書活動推進計画の策

定について、事務局より説明をお願いします。

松寺館長。

松寺菊池市立図書館長 菊池市立図書館でございます。よろしくお願いいたします。

議案第14号、第三次菊池市子どもの読書活動推進計画の策定についてでございます。

提案の理由といたしましては、平成29年3月に、第二次菊池市子どもの読書活動推進計画を策定し、令和3年度に計画が満了しておりましたが、子供の読書活動を推進する上で必要なため、第三次計画を策定するものでございます。

なお、この案件につきましては、1月の教育委員会にて説明をさせていただいたものでございますが、その後、パブリック・コメントの募集期間が終了いたしましたので、そのことを踏まえて教育委員会に議案上程をさせていただいております。

本日、担当の長尾副館長が参っておりますので、説明をさせていただきたいと思っております。

音光寺教育長 長尾副館長。

長尾菊池市立図書館副館長 菊池市市立図書館の長尾と申します。よろしくお願いいたします。

1月19日教育委員会にて本計画を報告し、パブリック・コメント募集の承認を得られましたので、1月20日から2月19日まで、各図書館においてパブリック・コメントのコーナーを設置し、加えて、市と図書館のホームページにて掲載して市民の皆様からの御意見を募集しました。その結果、9件の意見をいただきました。

なお、意見によっては内容が重複するものもありましたので、意見の件数と結果として提示している数は一致しておりません。

意見の概要とそれに対する菊池市教育委員会の考え方と取扱いについて説明したいと思います。

35ページを御覧ください。

1件目、司書の派遣について。

市立図書館から学校図書館へ司書が派遣されたことで、研修の機会が増えて充実したことを本文に入れてほしいという意見をいただきました。令和6年から市内全小中学校15校に市立図書館から司書の配置を行ったことで、市立図書館と学校の連携や協力体制がより強化されました。この意見については、補足説明をさせていただきましたので48ページの1行目と2行目にその内容を付け加えております。

2点目、学校図書館について。

学校図書館の蔵書数について、図書資料の適切な廃棄・更新を行いながら学校図書館標準冊数を達成・維持するための仕組みが必要であり、さらに、学校図書館の充実を図るため、蔵書数とか貸出冊数だけでなく、図書回転率、分類別冊

数、年間購入数、廃棄等数などを表してみてもとの意見をいただきました。

学校図書標準を達成するためには、その取組として、図書館では1週間に2回、市立図書館から学校図書館へ図書資料の配送業務を行っております。また、電子図書館の利用促進を通して子供たちがどこにいても本を読める環境を整え、不足分をカバーしているところですが、この意見を参考にさせていただき、今後、きくちの泉こども文庫基金などを活用して、蔵書数の充足を図っていきたくて考えております。

また、図書館の充実度を図る指数についても、様々な角度から統計資料を示し、図書館の蔵書の実態や構成を見ることは大切なことだと考えておりますので、今後の取組を参考とさせていただきたいと思っております。

3点目は、貸出冊数と不読率についてです。

県は1か月に1冊も読まない児童の割合を不読率としていますが、きくちっ子読書プランでは1週間になっているため、学校や県と比較するためにも1か月に合わせてはどうかという意見をいただきました。こちらは当方の表記誤りのため、「1週間」を「1か月」に修正いたします。修正箇所は51ページの統計資料9の文言になります。

続いて、目標値が高過ぎることや、小学校では図書の時間もあるし高学年でも月に1冊以上は本を借りているが読んでいないのではないかとの意見や、家庭では全く読んでいないのかこの調査からは分からないという意見をいただきました。不読率に関しては、国の目標値は、令和4年度末の数字として不読率で小学生2%、中学校8%となっています。一方で、第二次きくちっ子読書プランにおいては、令和2年度までの目標として、1か月に1冊以上の本を読む割合を小中学校ともに90%にするとしておきます。すなわち、不読率10%以内とするという目標を掲げておりましたが、先ほどの意見について、低学年では図書の時間があり、高学年でも月に1冊以上は本を借りているという実情とすり合わせますと、この調査の結果というのは図書館で本を借りているが読んでいないという実態が浮き彫りになったものと思われまます。このような実態と現場の声を関係各位で共有し、今後、子供の読書活動推進に取り組む上での参考の意見にさせていただきたいと考えております。

4件目、重点施策「機会の提供」における、学校の「朝の読書時間」について。

学校全体で朝の読書に取り組み、必ず時間を確保するよう教育委員会で固定した朝の読書日を設定し、各学校へ通達するというような方法を取るほうが確実だと考えますという意見をいただきました。

私どもも、子供の読書推進において朝の読書は学校全体で取り組んでいただきたい活動だとは考えておりますが、これは学校全体に関わることであり、図書館単独ではなく関係部署と協議するべきとして、今後の参考にさせていただきたいと考えております。

5件目、重点施策2「環境の整備・充実」について。

子供の読書推進のために必要な備品等の手配をお願いしたいという意見をいただいております。こちら、図書館単独でも取り組めるものですが、関係部署

と協議をしながら進めていかなければならないところもありますので、今後の参考意見とさせていただきたいと考えております。

6 件目、令和 1 2 年度に期待される目標について。

「各学校において月 1 回の読書時間（読み聞かせを含む）を設ける」とありますが、読書時間と読み聞かせを分けてはどうかとの意見をいただきました。

読み聞かせと読書では、受動的な活動と、自ら読むという能動的な活動という違いはありますが、読み聞かせは読書の基礎を築く体験だと考えており、加えて、学校における読書時間の確保が難しいという現状を踏まえ、本プランでは、読書時間の中に読み聞かせを含めて月 1 回の読書時間の設定ということを目指しました。こちらの意見も今後の参考にさせていただきたいと考えております。

3 6 ページのこの資料において、取扱いが 2 となっておりますが 3 の間違いですので修正いたします。

以上、意見について市の考えと取扱いを説明させていただきました。この内容でよろしければ、パブリック・コメントの回答について、ホームページに掲載したのち、計画を策定させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について質疑及び御意見はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第 1 4 号は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議なしと認め、議案第 1 4 号は原案のとおり可決することに決定いたします。

続きまして、議案第 1 5 号、菊池市中学校部活動地域展開の答申について、事務局より説明をお願いします。

川島課長。

川島社会体育課長 社会体育課でございます。

議案第 1 5 号、菊池市中学校部活動地域展開検討協議会の答申につきまして、説明いたします。なお、資料は別紙資料をご覧ください。

提案理由としましては、菊池市中学校部活動地域展開検討協議会より令和 8 年 3 月 1 0 日付けで答申が提出されましたことを報告するとともに、今後の対応について意見を求めるものでございます。

資料の 2 ページから 4 ページまでが答申となります。なお、最後の 5 ページには検討協議会の委員名簿を掲載しているところでございます。

それでは、今回出されました答申の予定について説明いたします。

今回の答申につきましては、まず、菊池市の市立中学校の休日の部活動を地域に移行するに当たって、今後の菊池市におけるあるべき姿について、計4回にわたり慎重な議論をしてまとめられたものになっております。現状の部活動と課題につきましては、部活動というのは、生徒が活動の楽しさや喜びを味わい、技術向上や体力増進、豊かな情操教育を努めるなど、子供の人間形成において非常に有益で効果的な活動だと位置づけられています。

しかしながら、全国的な少子化の進行により単独での活動が厳しい部活動が増えてきていること、これまで教職員に集中していた負担を軽減する必要があること、そして、子供たちが学校だけではなく地域全体で支えていく体制の構築が求められていることなど、解決すべき多くの課題が散見されております。

答申で求めるこれらの課題を乗り越え、これまでの部活動が持っていた教育的な意義を継承・発展させながら、全ての子供たちの活動機会を十分に確保していくため、八つの事項に答申をまとめられております。

まず、1番、地域クラブ活動の運営体制と財政的支援の確保について。

教育委員会が中心となり、地域クラブ活動を担う運営団体や実施主体の体制をしっかりと整備し、適正な運営がされるよう尽力すること。家庭の経済状況によって活動が制限されることがないように、財政的な支援も不可欠である。

続きまして、2番の指導者の質の保障と量の確保。

市内のスポーツ・文化団体に指導者の紹介を働きかけるなど、地域の人材の発掘に積極的に取り組むこと。専門的な指導者が経済的に自立できるような仕組みを検討し、小・中学校の教職員で指導を希望する方が活躍できるように、兼職兼業の制度整備も必要です。

3番、活動機会の確保。

学校施設や公共施設の無償利用を継続的に検討し、活動内容に応じた施設整備も並行して進めること。

4番、活動場所への移動手段の確保。

自転車や保護者による送迎を排除せず、拠点校方式や合同部活動、大会参加時など移動が必要な場合には、公的な送迎手段の確保や公共交通機関利用への支援を検討すること。

5番、大会やコンクールの参加・運営の在り方について。

平日と休日の指導者間で十分な情報共有ができる仕組みを構築すること。

6番、生徒・保護者等の関係者の理解促進。

市民全体への周知はもちろんのこと、学校や教職員への説明を深め理解を得ることで、生徒や保護者へも円滑に情報が伝わるようにすること。ワークショップなどを通じて意見を広く聴取し、具体的な地域展開後の姿を伝えていくことも有効である。

7番、生徒の安全確保のための体制整備。

学校部活動と同様に、事故や暴力・暴言・ハラスメント、いじめなどの不適切な行為の防止を徹底し、生徒が安全・安心に活動できる環境を構築すること。

8番、障害のある生徒の活動機会の確保。

障害の特性に応じた配慮や工夫を行い、多様な地域の関係者と連携しながら、障害がある生徒も安全・安心に参加できる活動を展開すること。

なお、今回の答申を受けまして、次年度以降の進め方としましては、各学校やスポーツ協会と関係団体との協議や打合せなどが必要となりますので、仮称ではありますが準備委員会等を立ち上げて、社会体育課だけではなく教育委員会全体で取り組んでいく方法で考えております。

以上、よろしく申し上げます。

音光寺教育長 では、ただいまの説明について質疑及び御意見はございませんでしょうか。
渡邊委員。

渡邊委員 答申の4番目、活動場所への移動手段ですが、自転車、保護者の送迎は排除しないということは、自身や保護者においてやってもらうという理解でいいのか。

音光寺教育長 川島課長。

川島社会体育課長 赤星コーディネーターが来られていますので説明をさせたいと思います。

赤星コーディネーター 失礼いたします。コーディネーターの赤星でございます。

ただいまの御質問につきまして、自転車、保護者送迎は排除せずというところは、活動場所の距離等によって自転車で移動する場合、あるいは保護者が可能な場合ということになるかと思えます。

なお、並行して、公的な送迎手段の確保というのにも準備を進めていく必要があるとの答申だと捉えております。

以上です。

音光寺教育長 よろしいでしょうか。

渡邊委員 8番目の、障害のある生徒の活動の確保について、オリンピック競技でもオリンピックとパラリンピックという形で分けていますが、中学校部活動の地域展開では生涯スポーツ関係者と連携はどのように考えられているのか。

音光寺教育長 川島課長。

川島社会体育課長 ありがとうございます。

8番の障害のある生徒の活動機会の確保につきましては、この答申を受けて、今後、教育委員会でどのような方向があるかを具体的に洗い出していく必要があると思えますが、私の考えとしましては、いわゆるインクルーシブ教育のように障害がある生徒もない生徒も同じように活動できる制度の整備や活動機会の確

保を構築する必要がありますので、そこを菊池市はしっかり検討していただきたいという答申だと捉えております。

以上です。

音光寺教育長 基本的には特別支援学級に在籍する生徒も同じように活動できるようにしてくださいということですね。

渡邊委員 熊大教育学部の中川名誉教授が協議会会長となられて経緯をわかる範囲でいいので教えてください。

音光寺教育長 川島課長。

川島社会体育課長 ありがとうございます。中川名誉教授は、まず熊本県の地域展開の協議会の代表委員長を務められていました。その後、山鹿市、大津町、それと玉名郡市等の地域展開の準備委員会や検討協議会などで委員長として務められていましたので、菊池市が本年度、令和7年度から本格的に進めるときに、いろんな知識を持たれている中川教授をぜひ委員長にということでお願いをした次第でございます。

専門競技は陸上競技をずっとされていたということで聞いております。

音光寺教育長 菊池市生涯学習人財承認制度、いわゆる菊池市生涯学習マイスターの立ち上げにもご尽力いただいております。

川島社会体育課長 会長より、菊池市の今後を見守っていきたいとご意見もいただいておりますので、中川先生とも共有しながらアドバイスをいただきたいと思います。

以上です。

渡邊委員 ありがとうございます。

音光寺教育長 ほかにありませんでしょうか。

増永委員。

増永委員 部活動の地域展開は、どこでも試行しながらやっとなり動き始めたという現状ですので、とにかく動いてみなければ分からないと私は思っています。その中で課題が出てきたことを一つ一つ解消しながら、子供たちにとってベターな方向に進めていくという改善をその都度やっていくという中で、素晴らしいものが出てくると思います。

常に、実態はどうか、地域や保護者、あるいは参加している子供たちの意見をその都度吸い上げていただいて検討や見直しを行うという機会をぜひ入れていただきたいというのが一つです。

また、全体的な部分で気になっているのが、ここ数年、部活動中の指導者による暴力やパワハラ、子供たち同士の中でのいじめや暴力、こういったことが事例として出ています。

そういう中で、今度行われる高校野球の春の大会においても、出場できなかった、あるいは参加を見合わせた学校もたくさんあるようなことを聞いておりますので一番心配します。

学校でやっていたときには学校の教職員がその都度見て、あるいは周りの子供の状況からちょっと感じるものがあった段階で対応していました。しかし、これが地域展開になって学校の教職員が全くそこに入っていないことも考えられるわけですので、そういう場合に、その子供たちの状況把握が後手に回りはしないか。そういうのが分かったときの指導体制をどうするのかなど確認しづらいところがあるかと思えます。そういった場合に、どういうふうなチェック体制や指導体制をどのように構築していくのか。チェック機能などは学校が行うのか教育委員会が行うのかなど今後煮詰めていく必要があるのかなと思っております。

それから、以前から中学校の部活動と別に、ここ数年、地域のスポーツクラブで活躍して、当然、中体連には参加資格がないので出ないけども、クラブチームで一生懸命頑張っていて、全国大会などに出場する子供たちがたくさんいます。子供たちが頑張っているのも非常に認めてやらなければならない部分ですが、全部がそうだということではありませんが、どうしても勝利至上主義に陥ってしまい、そのクラブチームの指導者の話は聞くけど、学校の先生の指導には従わないとの事例も聞いたことがあります。

地域展開の中で、認められた活動以外にクラブチームなどに行く子供も当然いるわけですので、指導者の理解や資質の向上など研修会の機会も入れていただければありがたいと思えます。今後の課題になるかと思えますけども、ぜひ慎重に検討していただきたいと思えます。

音光寺教育長 ありがとうございます。

何かありますか。

川島課長。

川島社会体育課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

確かに新しいことを始めますので、3月に答申をいただいて、この答申を基にまずは学校の部活動からの展開になりますので、今の部活動の状況等を十分確認しながらと、併せて、来年度以降は、検討しております準備委員会で取り組んでいきたいと思っております。

また、今の段階では休日の部活動の展開になりますので、平日は学校の先生たちが部活動を見られます。先生方とも十分コミュニケーションを取りながら進めていければと考えております。

ありがとうございます。

音光寺教育長 ほかに御意見ありませんでしょうか。

では、採決をいたします。

議案第15号は原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 では、異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたします。

では次に、報告案件に入ります。

報告第6号、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果について、事務局より説明をお願いします。

北村指導主事。

北村学校教育課指導主事 それでは、別冊資料、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果概要について説明します。

別冊資料の1から2ページをご覧ください。

こちらに小学校、中学校別に概要を整理しておりますので、これらに基づき説明いたします。

初めに小学校の調査結果について説明します。

まず、体格についてです。資料の4ページをご覧ください。

男女とも身長・体重は県や全国平均と大きな差はありませんが、男子は肥満傾向の児童の割合が全国よりやや高い状況です。

次に、実技についてです。資料の4から5ページをご覧ください。

男子は、実技は8種目中7種目が全国平均を上回っています。総合評価A、Bの割合が45.7%と全国、県の平均を上回っています。女子は、実技8種目中4種目が全国平均を上回っています。総合評価A、Bの割合は54.6%で全国を上回っていますが、昨年度の63.1%からは大きく減少しました。

次に、意識調査についてです。

特徴がある指標を抜粋して説明いたします。資料の15ページをご覧ください。

男子は、朝食を毎日食べる児童の割合は86.4%と全国、県平均より高くなっています。また、平日にスマホ等メディアに触れる時間が3時間以上と答えた割合が51.9%と全国平均を大きく上回っています。女子は、8時間以上睡眠を取っている児童の割合が66.6%であり、全国平均を下回っています。また、平日のスマホ等メディアに触れる時間は3時間以上と答えた割合が51.2%と全国平均を大きく上回っています。

次に、中学校の調査結果について説明します。

まず、体格についてです。資料の26ページをご覧ください。

男子は、身長と体重は全国と比べて大きな差は認められませんでした。女子は、

身長が49.2で全国平均を下回っていますが、体重は50.8と上回っています。軽度肥満を含めた肥満傾向児童は全国よりやや高くなっています。

次に、実技についてです。資料の28ページをご覧ください。

男子は、実技8種目中7種目が全国平均を上回っています。また、総合評価A、Bの割合が45.7%と全国や県よりやや高くなっていました。女子は、実技8種目中4種目が全国平均を上回っています。また、総合評価A、Bの割合は54.6%で全国平均を上回っていますが、県平均より低く、昨年度の63.1%から大きく減少しました。

次に、意識調査についてです。小学校同様に特徴がある指標を抜粋して説明いたします。資料は34ページをご覧ください。

男子は、平日に3時間以上スマホ等メディアに触れている生徒の割合は51.6%で全国平均より高く、昨年度より大きく増加しています。保健体育の授業が楽しいと回答した生徒の割合は59.6%で、全国や県より高くなっています。女子は、平日に3時間以上スマホ等を見ている生徒の割合は49.0%と、全国より低くはありますが、昨年度より増加しています。また、保健体育の授業が楽しいと回答した生徒の割合が33.3%と全国や県より低いものの、運動やスポーツを通じて様々な人が集まって交流したり、つながりや一体感を感じたりすることがあると回答した生徒の割合は46.2%で全国、県よりも高くなっていました。

報告は以上となります。

音光寺教育長 では、ただいまの報告につきまして、質問や御意見等はございませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 50ページからは各学校のグラフが載っておりますので取扱注意でよろしくお願ひしたいと思います。学校による差があると思いますので、今後、それに向けて、来年度対応を各学校でしていただけるというふうに思っているところです。

では、続きまして、報告第7号、令和7年度心のアンケートの結果について事務局より説明をお願いします。

北村指導主事。

北村学校教育課指導主事 それでは、令和7年度心のアンケートの結果概要について説明をします。

初めに、主な傾向と課題について説明いたします。報告資料の3ページをご覧ください。

「学校が楽しい」と肯定的に回答した児童生徒の割合が、昨年度から今年度はやや減少しました。「学校が楽しくない」と回答した児童生徒の割合は2.8%であり、昨年度とほぼ同じでした。

次に、資料の4ページの上のグラフをご覧ください。

「授業が分からない」と回答した児童生徒の割合は昨年度とほぼ同じでした。より一層授業改善を進めていく必要があります。

資料10ページです。問17と問18をご覧ください。

問17の「いじめはいけないことだと思うか」に「いいえ」と回答した児童生徒は、小学校が1.4%、中学校1.8%でした。昨年度から僅かに減少してはいますが、いじめは絶対にいけないことを徹底する指導が必要だと考えられます。

また、問18、「クラスにいじめを許さない雰囲気がある」と回答した児童生徒の割合は、小学校75.0%、中学校56.0%で、小学校は2%増加、中学校は10%減少しています。

資料10ページ下段から11ページのグラフをご覧ください。

家庭で自由に使える情報通信機器は、小中学校ともにスマートフォンが最も多くなっています。また、ゲーム機の所持も小中学生ともに非常に多いことが分かります。

最後に資料の13ページをご覧ください。

スマートフォン等情報通信機器の1日当たりの使用時間についてですが、小学生は1から2時間が最も多く、中学生は2から3時間の割合が最も多くなりました。6時間以上使用している割合は、小学校が8.4%、中学校が9.6%でした。昨年度とほぼ変わらない結果となった調査項目も多くありましたが、改善するための取組が必要な項目も見られました。各学校での結果を分析し、今回の調査結果を踏まえた取組を各学校で進めていきたいと思えます。

今後の対策方針としましては、各学校において、児童生徒が「分かる」を実感できる授業づくりと居心地のよい学級・学校づくりに継続して取り組むことが必要と考えます。

また、本年度より全校で実施しております心の健康観察の取組を継続し、児童生徒の心の状態を早期に把握できるように努めてまいります。また、保護者への連絡や児童生徒との面談も実施し、専門機関へも早期に接続できるような取組を進めてまいります。

さらに菊池っ子60運動の取組を通して、家庭や地域と連携しながら生活習慣を整え、気力、体力の充実を図りたいと考えています。

報告は以上となります。

音光寺教育長 では、ただいまの報告について何か御質問等ございますでしょうか。

白木委員。

白木委員 いろいろ数字を上げていただきまして、ありがとうございます。

とても気になったのが、問17の「いじめはいけないことだと思いますか」という新しい設問の中で、小学校でも場合によっては「思わない」だとか、よく思いませんという答えがありますよね。それが中学校になったら増えている。学習を積み重ねているはずの子たちがこういう形なのは、やはりここは少し学校現場

としても捉えないといけないことかなというふうに思いました。
以上です。

音光寺教育長 その件については、また各学校での取り組んでいただき、分析をしていただければと思います。
ほかに御意見等ございますか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では次に、報告第8号、令和7年度菊池市奨学資金奨学生の選考結果について、事務局より説明をお願いします。
岩根課長。

岩根学校教育課長 学校教育課でございます。

報告第8号、令和7年度菊池市奨学資金奨学生の選考結果につきまして、御報告いたします。報告資料の14ページをご覧ください。

まず、菊池市奨学資金及び菊池市教育振興基金奨学資金の資格要件の概要と年間スケジュールを掲載しております。

中段の表の右側にあります教育振興基金奨学資金につきましては、菊池市奨学資金の所得要件を満たさなかったもののうち、さらに所得要件の幅を広げた中で、該当する者を採用することとしております。

15ページをご覧ください。

菊池市奨学金奨学生の状況を掲載しております。

令和7年の申請者数は合計で14名となりました。

参考としまして、資料下段に過去の選考結果を一覧として掲載しております。

過去の選考結果、令和4年度に第1回、第2回とありますのは、令和4年度から入学準備金を導入し申請期間が変更になったことによるものです。

次に、16ページをご覧ください。

こちらが令和7年度菊池市奨学金奨学生選考結果の一覧表になります。

書類選考による選考委員会を令和8年2月12日に開催し、申請者14名の内訳としましては、資料下段に記載しております奨学資金認定者11名、教育振興基金貸付対象者1名、非認定者が2名として決定しておりますので、御報告いたします。非認定となりました理由につきましては、所得要件を満たさなかった者になります。

現時点での手続状況としまして、進学者に対しては内定通知を送付しておりますので、奨学生からの合格通知書の提出を待っております。合格通知書の提出がありましたら本決定となるということでございます。

入学準備金につきましては、進学者で希望する者のみに支給をすることとしております。

表の右から2列目、奨学資金貸付希望事項に「入学準備金」という記載がある

方については、入学準備金を支給するというごさいます。なお、現在、在
学中の者につきましては、入学準備金の支払いはごさいません。

以上、本年度が14名申請で、奨学資金が11名、教育振興奨学資金が1名と
いうことで支給の決定をしておりますのでご報告いたします。

以上ごさいます。

音光寺教育長 では今の報告について質疑、御意見等ごさいませんでしょうか。

委員一同 なし

音光寺教育長 では、ないようすので、これで報告案件については、終わります。
次に、その他に入ります。
事務局のほうから何かごさいますでしょうか。

事務局 事務局からは特にごさいません。

音光寺教育長 それでは、本日の委員会はこれで閉会いたします。
皆さん、御起立お願いします。お疲れさまでした。

— 了 —